

仕 様 書

機械工学科実習工場改修に伴う
工作機器他校外からの移設業務（復路） 一式

令和 3 年 1 月

独立行政法人国立高等専門学校機構

群馬工業高等専門学校

1. 概要

本業務は、群馬工業高等専門学校（以下「甲」という。）が実施する機械工学科実習工場改修工事に伴って、請負者（以下「乙」という。）が対象物品等の調査、移設計画の作成を実施し、各工作機器、理化学機器、特殊装置の性能確認、物品の搬出搬入及び再設置等を行い、実習・研究環境の中断期間が最短となるよう実習・研究環境の再構築を円滑に行うことを目的とするものである。なお、往路の移転は令和2年に実施済みで、本件は復路分である。

乙は業務の履行にあたり、業務の意図及び目的を十分理解した上で業務に適用すべき諸基準等に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

2. 移設元及び移設先（別紙2 構内配置図参照、なお各建物平面図は契約締結後に提供する。）

① 移設元：佐川グローバルロジスティクス(株) 伊勢崎営業所

〒379-2204 群馬県伊勢崎市西久保町3丁目7-24

② 移設先：群馬工業高等専門学校（群馬県前橋市鳥羽町580）

機械工学科実習工場

3. 業務履行期間

本業務は契約締結後～令和3年4月30日の期間に行うこと。

4. 移動物品

別紙1「物品リスト」のとおり。

5. 完了通知書の提出及び検査

請負者は、本業務が完了した時は、完了通知書を提出し甲の検査を受けるものとする。

なお、甲がメーカー指定をした物品については、必要に応じて各メーカーが実施したことを証明する作業完了報告書を添付するものとする。

6. 代金の支払い

検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して60日以内に支払うものとする。

7. 提案書等の提出

この一般競争に参加しようとする者は、仕様書で求める業務を履行できることを証明する書類等（提案仕様書、業務計画書、業務に必要な資格を有することを証明する許可書の写し、性能検査を必要とするものでメーカーによる作業が可能であることを証明する書類等で構成された提案書、保険金額1事故につき最低50,000,000円以上の賠償責任保険及び移設期間中に20,000,000円以上の建設工事保

険に加入していることを証明する書類、資格審査結果通知書（全省庁統一）写し、契約実績（移設業務内容（理化学機器を含めた移設実績）における契約実績を過去 10 年以内で 1 件）における契約書の写し、参考見積書等）を、令和 3 年 2 月 2 日（火）17 時 00 分までに群馬工業高等専門学校総務課経理係に提出し、甲の承認を得るものとする。

なお、提出した資料について説明を求められた場合には、これに応じること。

※ メーカー及びメーカーが認めたメンテナンスサービス会社の作業を実施する必要がある製品については、実施を証明できる下記のいずれかの資料を提出すること。

①代理店証明書 ②直接実施証明書 ③各メーカーから応札参加者に対する見積書

8. 現場説明会

以下の日時に開催するので、希望者は参加すること。

令和 3 年 1 月 22 日（金）15 時 30 分～16 時 30 分（予定）

9. 業務内容

(1) 移設業務計画書の作成

乙は、契約締結後、本仕様書に基づき以下の項目を示した移設業務計画書を、甲の指定する期日までに提出すること。移設業務計画書は甲と協議の上策定し、その承認を受けること。また、作成にあたって必要な現場調査等は、甲と協議して実施するものとする。

① 「作業日程表」及び「メーカー別作業日程表」

- ・ 「作業日程表」は 9(2)-②における甲の担当者からの聴取の結果を踏まえ、安全かつ効率的に移設が完了するよう策定し、甲と協議して決定すること。
- ・ 「メーカー別作業日程表」は、別紙 1「物品リスト」においてランク A とされているもの（以下「特殊物品」という。）について、各メーカー及び問合せ業者と十分協議の上作成すること。

② 「移設物品詳細リスト」の作成

- ・ 別紙 1「物品リスト」をもとに必ず現場を確認し、再構築に必要な作業内容を確認の上、物品リストに機器等に対する電気・ガス・給排水・排気等のユーティリティの状況などを加えた移設物品詳細リストを作成すること（様式任意）。
- ・ 業務期間中に移設物品の詳細リストに変更の必要が生じた場合は修正の上再提出すること。

③ 「搬出・搬入ルート図面」

④ 「作業体制表」

⑤ 「養生計画書」

⑥ 「梱包要領書」

⑦ 「安全衛生に関する書類」

安全作業手順、搬入作業手順、高所作業手順、火気作業（高圧ガス、特定高圧ガス）について明示すること。

⑧ 「障害発生時の連絡体制図」

(2) 業務本部の設置及び管理業務

- ① 乙は、契約締結後速やかに甲の指定する場所に業務本部を設置するとともに、業務期間中は理化学機器・装置に精通した専任の現場責任者を常駐させ、本業務に関連した甲からの相談に応じること。
- ② 乙は、甲の担当者に対して移設先の配置、移設希望日程等について聴取等を行い、関連する甲の担当者と協議の上、9(1)の移設業務計画書を作成すること。また、各特殊物品に対する作業手順書を作成すること。
- ③ 乙は、業務期間中連絡がとれる体制を有すること。連絡手段の確保に要する費用は本調達に含むものとする。

(3) 事前説明会の開催

乙は、甲の業務責任者及び担当者等に対し、業務準備に関する諸事項と留意事項を明示し、全体又は個別の説明会を実施するものとする。なお、甲の担当者向けに移設作業要領を作成し配布すること。

(4) 移設前準備作業

- ① 作成した移設物品詳細リストを参考に対象物品へ漏れなくすべて行き先ラベルを貼付するため、乙は必要枚数を甲へ提供すること。また、その記入方法等は9(1)-⑥で規定し甲の承認を得ること。
- ② 乙は、梱包資材等を甲の指定する期日までに甲が指定した資材置き場に供給し、必要数量を適宜各担当者へ配布すること。

なお、特殊物品等についてはホコリ等を考慮した梱包を行うこと。また、梱包資材等の調達に要する費用は本業務に含むものとする。

- ・ 布粘着テープ 50 mm×25m程度
- ・ ダンボール(ダブル仕様・取手付) ※ 種類は2種類以上とする。
- ・ 行き先ラベル(廃棄ラベル、割れ物ラベルを含む)
- ・ 気泡緩衝材 1200 mm×42m程度

※ 対象梱包物の特性に応じ、非帯電仕様や防電仕様及び、導電仕様も準備すること。

- ・ ミラーマット 1 mm×400 mm×400 mm程度

- ③ 業務にあたっては、建物、内装・外装及び外部等建物工作物に破損・汚損を与えないよう十分配慮し、以下のとおり養生すること。

- ・ 床に関しては、搬入経路となりうる箇所(面)をくまなく青ベニヤ等で養生すること。
- ・ 柱・壁面に関しては、板ダンボール等を用意し全面へ養生すること。また、ウォールキーパー等を用意し、養生材の転倒防止策を施すこと。
- ・ 階段・踊り場に関しては、上記床・廊下・壁面にならい養生を施すこと。
- ・ これらの養生に必要な資材の確保に要する費用は本調達に含むものとする。

- ④ 建屋や建物に付随するもの、路盤、外灯等を誤って破損・汚損した場合は、速やかに原状回復すること。また、移設元の搬出作業で建物等の開口工事や搬出入路の新設工事が必要となった場合は、甲と打合せの上、乙が行うこと。乙は搬出作業完了後、速やかに甲の指示のもと工事を行った場所の復旧を行うこと。また、乙は開口・新設工事から復旧工事の作業期間中は、防犯と安全を加味した対策を行うこと。工事の費用は、本業務に含む。
- ⑤ 物品リストに記載のない書籍類・ガラス類・小物等については、甲の担当者の指示に従って梱包・開梱・配架を行うこと。なお、梱包資材の用意は本業務に含む。

※ 梱包資材等の数量は現場調査時に確認し、乙の責任で用意すること。

(5) 物品移設業務

① 搬出方法

- ・ 移設物品及び廃棄物品が混在しているので、宛先ラベル、各担当者の指示によりの確かつ漏れなく搬出するものとする。
- ・ 特殊物品は、別紙3「ランク別作業内容」にて指定された作業内容に準じて、各メーカー及び問合せ業者が作業を実施すること。

② 搬入方法

- ・ 行き先ラベルに基づき的確に搬入し、各担当者の指示により設置するものとする。
- ・ 倉庫への搬入に際しては、長期間の保管となる為導線の確保に努めるものとする。
- ・ 搬出搬入ともに別紙3「ランク別作業内容」に従って作業を実施すること。

(6) その他再構築業務において付随する業務を行うこと。

10. 作業日・作業時間

本業務は、9(1)-①「作業日程表」及び「メーカー別作業日程表」に従って、原則として平日の午前9時から午後5時までに行うものとする。ただし、甲からの要請があった場合や特別な事情のある場合はこの限りではない。なお、その場合、乙は事前に甲と協議の上決定することとする。

11. 移設物品の取り扱い

移設物品の取扱いは以下のとおりとする。

(ア)別紙3「ランク別作業内容」に従って、それぞれの移設物品の特性・規格・用途等に応じて、最も適した方法で作業を行い、作業中の損傷・破損等の事故がないように十分配慮すること。特に特殊物品については、甲と十分に協議の上対応すること。また、作業中に予想される降雨等の気象の変化に対し、十分な対策を講じること。

(イ)倉庫からの移設物品の搬出については、以下のとおりとする。

- ① 倉庫管理者と甲の担当者との三者間で十分な打合せを行うこと。
- ② 事前申し入れを行った上で搬出を行うこと。

(ウ)特殊物品及びその付属品の運搬については、以下のとおりとする。

- ① 機器の保護のために必要な梱包、揺れ止めの固定等を施し運搬すること。

※精密な機器の運搬に際しては、緩衝器付きキャスターを装備した台車等を用い、またバリ

ケード等で作業範囲を囲う等の対策を施し、安全かつ円滑に作業を実施すること。

② 特殊物品（ランク A）について

移設後、メーカー又はそれに準ずる業者による開梱・組立（ユーティリティの接続を含む）・調整を行い、事前点検と同様の事後点検を実施し性能試験表を作成の上、事前点検のデータと照合し、甲の担当者の承認を得る。なお、性能試験表（様式任意）は乙が管理し完了後、甲の担当者へ提出すること。

③ 特殊物品（ランク B）について

移設後、開梱・組立、必要に応じてユーティリティの接続を実施し、動作確認又は点検を行うこと。

④ 実験機器他（ランク C）について

移設後、乙は開梱・組立・ユーティリティの接続を行い、甲の担当者による動作確認で承認とする。また、什器類は、乙による解体・組立作業を行い、必要に応じて耐震固定も行うこと。

⑤ 一般物品（ランク D）について

乙は、物品の移設を行うこと。

主に什器等・段ボールとするが、梱包・開梱は甲が行う。

(エ) 電気・ガス・給排水等の接続が必要な機器への付帯設備の接続工事は、次の通りとする。ただし、必要により甲と協議の上、甲の了承のもと変更できるものとする。なお、各配線・配管は機器から近傍 1.8M 以内を基本とするが、延長が必要な場合は協議の上、柔軟に対応すること。

① 機器等の設置に伴う実験室内配線、配管（二次側以降の配線、配管等の接続）を行う。配線、配管等の取り外し、取り付けのほか試運転や調整を要する機器については、取り付け後、調整、性能確認まで行うこと。

② 電気設備工事は機器から近傍の電気設備（ブレーカー、スイッチボックス、絶縁テープ処理してあるケーブル等）に接続配線工事を行う。なお、必要に応じて設備施工法令に基づく処置を行うこと。事前に現場で甲と協議して行うこと。

③ 給水設備工事は機器から近傍に施工された給水バルブに配管する。また、給水管材料は原則として対衝撃性硬質塩化ビニルパイプ、硬質塩化ビニルライニング鋼管、ステンレスフレキシューブ、耐圧ビニルホースを使用すること。ただし、使用材料は機器の特質にあわせて選択すること。事前に現場で甲と協議して行うこと。

④ 排水設備工事は、近傍の閉止フランジを分岐し機器まで配管する。また、排水管材料は原則として、硬質及び軟質塩化ビニルパイプを使用すること。事前に現場にて甲と協議して行うこと。

⑤ 冷却水設備工事は機器から近傍の冷却水バルブより分岐し、機器まで配管する。冷却水管の材質は原則として、対衝撃性硬質塩化ビニルパイプ、硬質塩化ビニルライニング鋼管、耐圧ビニルホースとする。ただし、機器の性質により材質を変更すること。

⑥ 高圧ガス設備工事は、近傍の中央配管、シリンダーキャビネット及び高圧ガス用バルブより分岐し機器までを配管する。事前に現場にて甲と協議を行い、関係法令を遵守し作業に取り掛かること。

- ⑦ 高圧及び低圧ガスの気密検査を行うこと。
- (オ)家具什器類（机、ロッカー、キャビネット、テーブル等）は原則として梱包は不要で、搬送時に必要により養生を行うこと。
- (カ)図書、資料、文書、試験研究用器材等の取扱いは以下のとおりとする。
- 甲の担当者等の図書、資料、書類等は、甲の担当者の指示に従って、乙が輸送した後に梱包・開梱・配架を行う。
- (キ)OA機器等の取扱いは以下のとおりとする。
- ① OA機器（パソコン、プリンター、ファクシミリ、複写機等）及びその周辺機器の結線は甲の担当者が行う（レンタル、リース機器を含む）。
- ② パソコン、NAS、サーバー等のデータバックアップ・リカバリ等の処置が必要な場合は甲の担当者が行うものとする。
- (ク)法令で定める資格を要する作業について、有資格者を確保して実施するものとし、法令の規定を遵守し、作業の安全に心がけること。

12. 報告

- (ア)乙は、当日の作業に従事する人員、車輛数、作業順序、移設業務計画書からの変更事項の有無等について、開始前に甲に報告するものとする。
- (イ)乙は、作業当日の作業実施状況と終了時の報告を甲に行うものとする。
- (ウ)乙は、作業の内容、物品等に不測の事態及び事故が発生した場合は、速やかにその内容等を甲に報告し指示を受け、解決を図り、その経過を報告するものとする。

13. 安全確保の義務

- (1)作業の実施に当たっては、来訪者、教職員、学生及びその他関係者の安全を確保するため、必要に応じて通路及び道路等に警備員を配置すること。
- (2)通路及び道路等に移設物品及び廃棄物品等をみだりに積載し、通行の妨げにならないよう十分に配慮するものとする。
- (3)各種作業に従事する者に対して安全教育を行い、安全管理責任者を定め、安全作業の励行に努めること。

14. 事故防止及び補償

- (ア)乙は、作業の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守し、第三者のほか来訪者、教職員、学生、及びその他関係者の安全確保に万全を期すとともに、安全作業に努め、事故の絶無を期さなければならない。
- (イ)万一本作業中に、以下の人身事故、物損事故、搬送物品の破損、遺失等の事故が発生した場合、その損害の補償等については、すべて乙の責任とする。
- ① 第三者、来訪者、教職員、学生、その他関係者及び乙の従業員の人身事故
- ② 作業車輛等によるすべての人身事故、物損事故

- ③ 敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付随する設備に対する事故
- ④ 移設物品に対する事故
- ⑤ その他乙の管理責任に基づく事故

15. 機密の保持等

乙は、本業務により知り得た秘密を第三者に漏洩しないこと。業務完了後も同様とする。

16. 遵守事項

乙は、次の事項を遵守すること。

- (ア) 移設物品の取扱については特に慎重を期し、破損・汚損等のないように作業員に十分徹底させること。なお、取扱上、甲から特に指示のあった場合は、必ずその指示に従うこと。
- (イ) 乙の現場責任者及び作業員は、名札及び腕章をつけ、部外者との識別ができるようにすること。さらに現場責任者は腕章等で作業員と識別できるようにすること。
- (ウ) 本業務に関係ない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (エ) 作業従事者に対して、立入制限区域、事故、異変等の緊急時の対応、職員等への接遇について十分指導すること。
- (オ) 敷地内での喫煙は厳禁とし、防災に特段の留意をすること。
- (カ) 運搬作業中に物品の野積み、雨ざらし等の無いようにすること。ただし、事故・故障等やむを得ない場合は、甲と協議するものとする。
- (キ) 作業中に排出されたゴミ屑等は、その都度片づけるものとし、養生を解いた後にも最後に片づけを行うこと。
- (ク) 本業務に伴う群馬県、前橋市ほか官公庁等への各種申請・届出書の作成について協力すること。

17. 保険

乙が、移動物品を壊したり、汚したり、紛失した場合は、受託者賠償責任等により損害賠償を保証すること。また、建物に対して損害を与えた場合も請負賠償責任保険等により損害賠償を保証すること。

18. その他

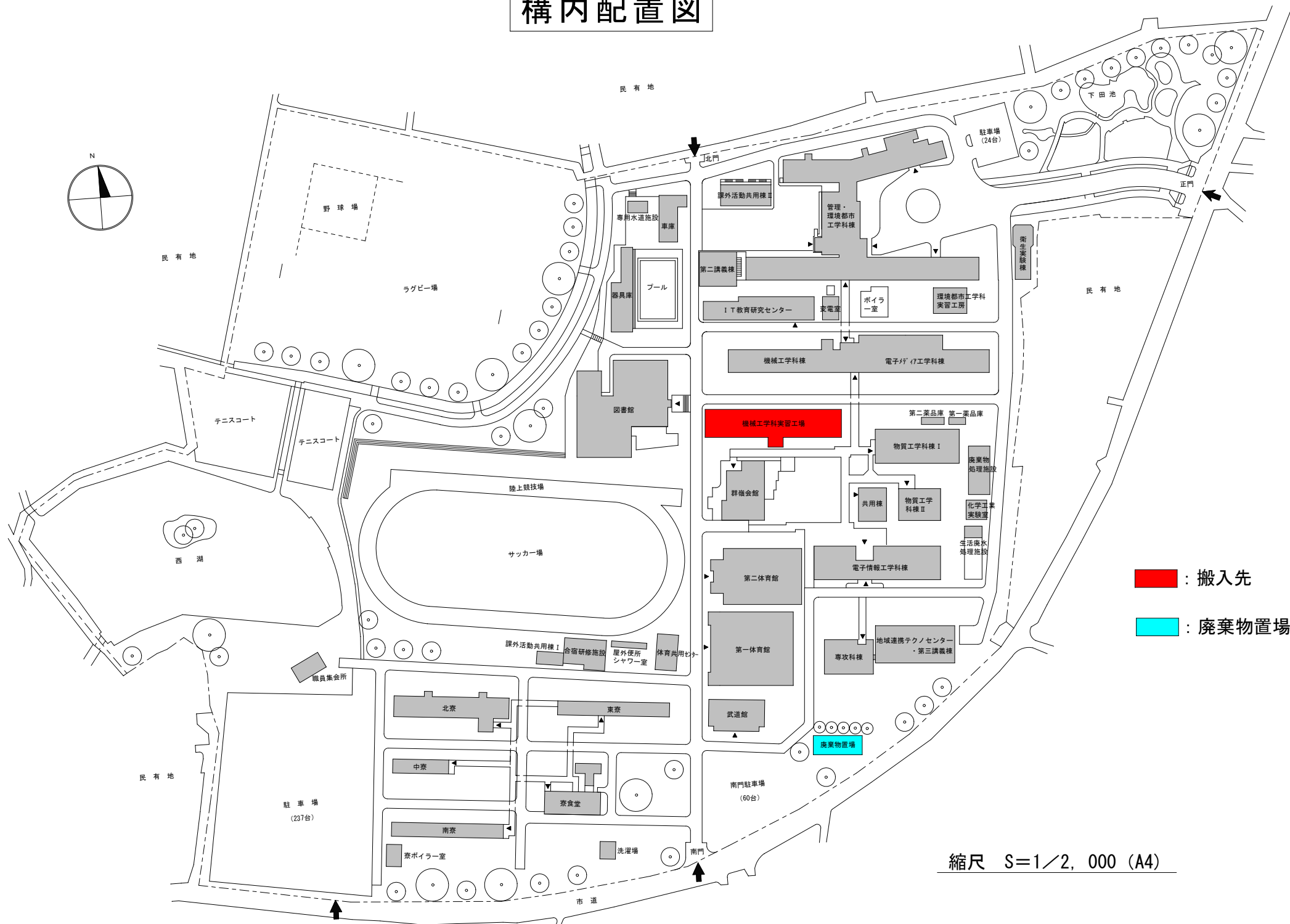
- (ア) この仕様書は大要を示すものであり、乙は現場の状況等に応じて仕様書に記載のない事項であっても、甲が必要と認めた場合は契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。また、移設先や移設物品の軽微な変更等については柔軟に対応すること。
- (イ) 本仕様書に定めのない事項については、甲・乙間において協議の上、実施するものとする。
- (ウ) その他詳細については、甲の指示によるものとする。
- (エ) この契約に必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構群馬工業高等専門学校契約事務取扱細則によるものとする。

別紙1 物品リスト

物品№	往路時移設元			往路時仮移設先			移設先			仮移設先にて使用の有無	ランク	物品名	メ-カ-	型式	台数	寸法(mm)			備 考
	建屋	階数	部屋名	建屋	階数	部屋名	建屋	階数	部屋名							幅(W)	奥行(D)	高さ(H)	
1	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		C	スタリングエンジン			1	540	500	1640	
2	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		A	動力計一式	富士衛機/東京プラント工業		1	700	900	1400	
3	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		A	上記用制御盤			1	580	450	1280	
4	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		A	上記用ディーゼルエンジン			1	900	1180	1400	
5	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		A	エンジンベンチー式	FOデサイン		1	2200	800	1100	
6	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		A	上記用制御装置			1	600	700	1520	
7	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		C	フラストキヤベネット			1	950	800	1660	
8	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		C	油圧プレス			1	510	400	1350	
9	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		C	蒸気発生装置一式	第一高周波工業		1	1700	950	1840	
10	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		C	上記用コンローラ			1	440	380	1000	
11	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		C	燃焼実験装置一式			1	2100	650	1500	PC付
12	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		B	天蓋フード			1	1200	1200	500	
13	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		B	上記用ファン	三菱		1	600	400	350	
14	機械工学科実習工場	1	熱工学研究室	校外倉庫					熱研エリア		C	エンジンベンチー式(自作)			1	1200	1000	1600	PC付
15	機械工学科実習工場	1	溶接工場	校外倉庫					熱研エリア		A	レーザー加工機	ヤマザキマザック	SUPER TURBO X44	1	3500	3000	2000	
16	機械工学科実習工場	1	溶接工場	校外倉庫					熱研エリア		A	上記用空気除湿装置	オリオン	MD25	1	1400	800	1850	
17	機械工学科実習工場	1	溶接工場	校外倉庫					熱研エリア		A	上記用ダスニク	進東工業	PXN-503 B型	1	1050	660	1650	
18	機械工学科実習工場	1	熱力準備室	校外倉庫					熱研エリア		D	ガストーブ			1	300	300	600	
19	機械工学科実習工場	1	熱力準備室	校外倉庫					熱研エリア		D	エレクター			1	550	350	1070	
20	機械工学科実習工場	1	熱力準備室	校外倉庫					熱研エリア		C	吊戸棚			1	3600	400	300	
21	機械工学科実習工場	1	熱力準備室	校外倉庫					熱研エリア		D	ガストーブ	東京ガス		1	400	150	400	
22	機械工学科実習工場	1	熱力準備室	校外倉庫					熱研エリア		D	ソファ			3	600	400	700	
23	機械工学科実習工場	1	熱力準備室	校外倉庫					熱研エリア		D	ルームエアコン	サンヨ-		1	800	400	400	
24	機械工学科実習工場	1	熱力準備室	校外倉庫					熱研エリア		D	Sダンボール			40	455	320	272	
25	機械工学科実習工場	1	熱力準備室	校外倉庫					熱研エリア		D	Mダンボール			10	550	348	403	
26	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	カラ-コン			1	400	380	750	
27	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	プラスチックケース			2	380	500	230	
28	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	パラボラアンテナ			1	460	460	1300	
29	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	プラスチックケース			1	440	700	300	
30	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		C	ホル盤			1	370	200	600	
31	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		C	卓上糸のご盤	リョビ-		1	550	280	350	
32	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	スチールデスク			1	1800	620	700	
33	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	折りたたみ机			3	1800	450	700	
34	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	プラスチックケース			2	300	400	150	
35	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	イス			2	500	500	750	
36	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	ハイフイス			4	500	100	750	
37	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	木製エンジン模型			2	930	130	1520	
38	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	既存タンボール			10	300	500	450	
39	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	エンジン模型			1	430	450	260	
40	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	Sダンボール			10	455	320	272	
41	機械工学科実習工場	2	倉庫 (機械機材室の上)	校外倉庫					熱研エリア		D	Mダンボール			10	550	348	403	
42	機械工学科実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		D	石油ストーブ			1	350	250	460	
43	機械工学科実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		D	扇風機			1	320	320	850	
44	機械工学科実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		D	ハロゲンヒ-タ-			1	300	300	650	
45	機械工学科実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		C	電子天秤	島津	AUW120	1	220	370	350	
46	機械工学科実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		D	プリンタ-	エプソン		1	450	400	170	
47	機械工学科実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		D	サイド実験台			1	1200	750	800	
48	機械工学科実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		C	除震台			1	900	760	750	
49	機械工学科実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		D	ガスクロマトグラフ	島津	GC-14B	1	520	500	800	未使用
50	機械工学科実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		C	レーザ-	ネオア-ク	NEO-30R3	1	980	120	140	未使用・箱入り
51	機械工学科実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		C	スチルキヤベネット			1	880	400	1790	
52	機械工学科実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		C	スチルキヤベネット			1	880	400	1790	
53	機械工学科実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		D	カラ-コーシー式			1	400	400	1100	

物品No.	往路時移設元			往路時仮移設先			移設先			仮移設先にて使用の有無	ランク	物品名	メーカー	型式	台数	寸法(mm)			備考
	建屋	階数	部屋名	建屋	階数	部屋名	建屋	階数	部屋名							幅(W)	奥行(D)	高さ(H)	
54	機械工学科 実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		D	既存タンポール			15	300	500	450	
55	機械工学科 実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		D	Sタンポール			20	455	320	272	
56	機械工学科 実習工場	2	機器室	校外倉庫					熱研エリア		D	Mタンポール			5	550	348	403	

構内配置図

 : 搬入先

 : 廃棄物置場

縮尺 S=1/2, 000 (A4)

別紙 3. ランク別作業内容

ランク	移設物品	作業内容
A	精密器械 (メーカー又はメーカーに準ずる技術員の作業を必要とする物品)	乙により梱包・輸送を行い、移設後、メーカー又はメーカーに準ずる技術員による開梱・組立(ユーティリティの接続を含む)・移設後動作確認を実施し作業報告書(任意書式)を作成の上、甲が保管する移設前動作確認のデータと照合し、甲の管理者の承認を得る。なお、作業報告書は乙が管理し完了後、甲の担当者へ提出すること。
B	乙が動作確認作業を行う物品	乙の技術員による移設前動作確認を行い、解体・梱包・輸送を行う。必要に応じてユーティリティの切断も行う。移設後、開梱・組立、必要に応じてユーティリティの接続を実施し、動作確認を行うこと。
C	甲による点検作業をする物品 又は解体が必要な什器類	乙は梱包・輸送を行う。移設後、乙は開梱・組立・ユーティリティの接続を行い、甲の担当者による動作確認で承認とする。 また、什器類は、乙による解体・組立作業を行い、必要に応じて耐震固定も行う。
D	一般物品 (什器・段ボール)	乙は、物品の移設を行うこと。 主に什器等・段ボールとするが、梱包・開梱は甲が行う。

※甲：群馬工業高等専門学校 乙：移設業者